第65回九都県市首脳会議

報告事項

平成 2 6 年 5 月

目 次

1 防	5災・危機管理対策についての主な検討状況	
(1) 地震防災・危機管理対策について (関西広域連合との協定の締結)	•••1
2 首	前脳会議で提案された諸問題等についての検討状況	
1	九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの	
(1	.) ビッグデータ・オープンデータのまちづくりへの活用について	• • • 9
2	今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの	
(1)東京オリンピック・パラリンピック競技大会支援等について	• • • 19
(2	2) 事業所等への太陽光発電設備の導入促進について	• • • 21

1 (1)地震防災・危機管理対策について (関西広域連合との協定の締結)

検 討 の 成 果

今後の取組(案)

首都直下地震のような大規模な災害の発生に備えるためには、九都県市相互の応援体制のさらなる充実・強化を図っていくとともに、遠隔地の自治体からの応援を円滑に受け入れられるような体制も整備していく必要がある。

このような認識のもと、関西広域連合と災害時の相互応援に関する協定を締結することとし、平成26年3月6日(木)に都道府県会館にて調印式を実施した。

その内容は、2ページから8ページ のとおりである。 発災時に本協定を活用して的確な応 援活動を行えるようにするため、緊急 連絡網の整備やマニュアル類の策定、 訓練への相互参加等の取組を行ってい く。

関西広域連合と九都県市との災害時相互応援協定の締結について

1. 趣旨

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模広域災害への備えに万全を期するため、我が国の東西に位置し、人口・資産が高度に集積する首都圏と関西圏の間で災害時相互応援協定を締結する。

2. 協定内容

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、 資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等 の応援を実施

3. 締結日及び調印式

(1) 締結日

平成26年3月6日

(2)調印式

日 時:平成26年3月6日(木) 13:30~14:00

場 所:都道府県会館4階407号室(東京都千代田区平河町2-6-3)

出席者: 関西広域連合 広域連合長 井戸 敏三(兵庫県知事)

九 都 県 市 首脳会議座長 黒岩 祐治(神奈川県知事)

4. ブロック概要

区分	関西広域連合	九都県市(首脳会議)
構成団体数	1 1	9
構成団体 (※)	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都市、大阪市、 堺市、神戸市	埼玉県、千葉県、東京都、神奈 川県、横浜市、川崎市、千葉市、 さいたま市、相模原市

※ 関西広域連合では、構成団体のほか、規約上、広域連合と密接な連携を図る連携県(福井県、三重県及び奈良県)がある。



関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合(以下「甲」という。)及び九都県市(以下「乙」という。)を構成するいずれかの都府県市(以下「構成都府県市」という。)において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府県市の応援を受けることにより、被災した構成都府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - (1) 九都県市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- (2) 災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第2条第1号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保 に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等及び同 法第25条第1項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府県市の住民の生命、身体及び財産に重 大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (3) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (4)被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府県市の属する連 合組織をいう。
- (5) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (1)職員の派遣
 - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4)避難者及び傷病者の受入れ

- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成都府県市が要請した措置

(応援の要請)

- 第4条 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。
- 2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し 十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対 し応援を要請する。
- 3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らか にして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項があ る場合には、当該事項を省略することができる。
- (1)被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項
- 4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

- 第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、 速やかに被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市(以下「対象都府県市」という。)を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市(以下「応援都府県市」という。)は、当該対象都府県市を応援するものとする。
- 4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による 対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の 要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織 となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、 第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。
- 2 前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものと する。
 - (1) 防災組織体制等に関する情報交換
 - (2)情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

- 第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務 局を置く。
- 2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。
- 3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成都府県市が別に締結する災害時の相互 応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定 に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとすると きは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1 通を所持する。

平成26年3月6日

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健

東京都知事 林 文 横浜市長 福 田紀 川崎市長 俊 さいたま市長 水 勇 加 相模原市長

2① (1)ビッグデータ・オープンデータのまちづくりへの活用 について

検	計	\mathcal{O}	成	果		今	後	\mathcal{O}	取	組	(案)
12/	н 1		/-/~	//>		,	1/2		-1/	/	$(//(\sim)$

オープンデータが活用され、住民生 活や企業活動の利便性の向上につなが る社会を目指し、試行的に「避難所等 の位置情報」を対象とした、オープン データ化ガイドラインを策定した。

なお、現在、複数の団体において、 ガイドラインに基づくデータ公開を実 施している。

その概要は 10 ページから 18 ページ のとおりである。 引き続き、対応可能な都県市におい てガイドラインに基づくデータ公開を 実施する。

また、今後もオープンデータ化の実施に向け、国の動向を注視しながら、必要に応じて適宜、情報交換や意見交換を行っていく。

ビッグデータ・オープンデータのまちづくりへの活用についての報告(概要)

1 現状及び背景

- ・人口減少や少子超高齢化が進む社会において、行政情報の提供のあり方も、従来の「情報提供=各自治体の判断による提供」から、「オープンデータ=二次利用前提の積極的な公開」へシフトしつつあるとともに、大量の電子情報である「ビッグデータ」のうち、公共機関等が保有するものの活用も大きな検討課題となっている。
- ・複数の自治体において、ビッグデータ・オープンデータの活用に向けた取組が進められているが、 各自治体が独自ルールの下でのデータ公開を行っており、公共データを活用したサービス提供が 進まない状況となっている。
- ・首都圏は、全国人口の約3割を擁しており、九都県市が保有する公共データを、政府のIT戦略と歩調を合わせた一定の統一された形式等の下で公開することで、事業者等によるサービス提供が促進され、住民の利便性が向上するほか、全国的にデータ形式等を統一する際の一助となるものと考える。

2 ビッグデータ・オープンデータを活用したまちづくり検討会の取組

(1)検討会の開催

全6回の検討会を開催した。

(2) 成果目標の設定

アプリケーションの開発等を視野に入れながら、データ形式等に関する共通ガイドラインの策定を行い、対象データをWeb上に公開していくことに決定した。

(3) 共通ガイドラインの策定を検討する分野及び具体的項目の選定

ア 検討する分野

防災

イ 具体的項目

避難場所・避難所・広域避難場所の位置情報

(4) 共通ガイドラインの策定

ア ガイドラインの名称

九都県市における避難所等の位置情報に係るオープンデータ化ガイドライン

イ ガイドラインの項目

データ項目、ファイル形式、公開方法・手段、ライセンスの取扱い、ガイドラインの性格等

(5) 共通ガイドラインに基づくデータ公開

策定したガイドラインに基づき、現在、複数の団体において、当該ガイドラインに基づくデータ 公開を開始している。

【横浜市】



【川崎市】



【千葉市】



【さいたま市】



【相模原市】



【公開ページURL】

○横浜市 http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/data/

○川崎市 http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-7-1-0-0-0-0-0-0.html

〇千葉市 http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/opendataportal_preview.html

○さいたま市 http://www.city.saitama.jp/006/007/004/003/p035574.html

〇相模原市 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/opendata/index.html

3 検討結果のまとめ

オープンデータが活用され、住民生活や企業活動の利便性の向上につながる社会を目指し、九都県市で協議・検討を行った。

その結果、試行的な取組として、「避難所等の位置情報」を対象としたオープンデータ化ガイドラインを策定するとともに、現在、複数の団体において、ガイドラインに基づくデータ公開を行っている状況である。

本ガイドラインの策定等により、一定の成果を挙げられたものとし、本検討会としての取組は終了するが、今後も引き続き、対応可能な都県市においてガイドラインに基づくデータ公開を実施するとともに、オープンデータ化の実施に向け、国の動向を注視しながら、必要に応じて適宜、情報交換や意見交換を行っていくこととする。

九都県市における避難所等の位置情報に関する オープンデータ化ガイドライン

平成26年3月

九都県市首脳会議首都圏連合協議会 ビッグデータ・オープンデータを活用した まちづくり検討会

目 次

はじめに

- 1 データ項目
- 2 データ形式
- 3 公開方法・手段
- 4 ライセンスの取り扱い
- 5 ガイドラインの性格等

はじめに

行政機関の保有する情報を二次利用可能な形式で公開することにより、民間等にデータ活用を促す取組であるオープンデータ化は、行政の透明性・信頼性の向上はもとより、住民参加・官民協働の推進や、経済活性化にも寄与するものと見込まれており、国や一部の自治体において、活用に向けた取組が開始されたところである。

九都県市は、首都圏域として、各都県市の範囲を超えた一つの地域社会を 形成していることから、オープンデータを活用した新サービス等が創出され ることによる、住民サービス向上等の効果がより顕著であると考えられる。

そこで、九都県市では、オープンデータが活用され、住民生活や企業活動の利便性の向上につながる社会を目指し、試行的に「避難所等の位置情報」を対象とした、オープンデータ化ガイドラインを策定するものである。

1 データ項目

(1) 必須項目

公開対象のデータに記載する必須項目は、以下のとおりとする。

項目名	説明	備考
種別	指定緊急避難場所・指定避難所・収容避 難所・広域避難場所・一時避難場所等の 種別を記載	各都県市が定義してい る種別を記載する。
避難所等の 定義	上記種別に係る利用用途等の定義を記載	簡潔に記載する。
施設等の名称	対象となる施設・場所等の正式名称を記 載	地図に表示される施設 等の名称を記載する。
住所	対象となる施設・場所等の所在地を記載	都道府県名から番地まで区切りなく記載する。 丁目以下は半角数字で記載し、ハイフンで接続する。
緯度	対象となる施設・場所等の緯度を記載	半角数字で記載する。小
経度	対象となる施設・場所等の経度を記載	数点以下 6 桁以上の記載を原則とする。

(2) 任意項目

その他の項目(方書、郵便番号及び備蓄品の状況等)については、各都県市の判断で任意に追加できるものとするが、追加する場合の項目名については、共通語彙基盤等、国で行われている検討内容に準拠するものとする。

(3) 留意事項

必須項目・任意項目の記載に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

ア 必須項目

緯度及び経度については、「世界測地系 1984 (WGS84)」に準拠することとする。 その他、避難所の定義、施設等の名称、住所における文字数制限は設けないこ ととする。

イ 任意項目

任意項目に記載する際の単位、桁数等については、共通語彙基盤等、国で行われている検討内容に準拠することとする。

2 ファイル形式

機械判読に適した形式とし、以下の3形式を原則とする。

- (1) CSV形式
- (2) XML形式
- (3) RDF形式

3 公開方法

- (1) 本ガイドラインに基づいてデータを公開しようとする場合は、各都県市の管理するウェブサイト上で公開する。
- (2) ウェブサイト上での具体的な公開場所や、データ公開の周知方法等については、 各都県市に一任する。
- (3) 本ガイドラインに基づいてデータを公開する都県市は、公開ページに他の都県市 の公開ページへのURLリンクを表示するなど、利用者の利便性に配慮する。
- (4) 本ガイドラインに基づいてデータを追加、又は更新した際には、当該データの時 点及び更新日を公開ページに記載する。

4 ライセンスの取り扱い

本ガイドラインに基づいて公開するデータは、原則として自由な二次利用を認めることとし、当該データの公開ページにその旨を記載する。以下、その方法について参考に例示する。

(1) 文章で記載する場合

【記載例】

本データの著作権は(都県市名)*に帰属しますが、二次的著作物に「データのタイトル」、「著作権者名」、「ウェブサイト名」を表示することで、営利・非営利目的を問わず、自由に改変・加工・複製して利用できます。

(2) クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する場合

【記載例】



本データは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 (バージョン名) ** (国名) **の下で公開されています。

※括弧書きは、それぞれ括弧書き内に指定している情報を記載する。

5 ガイドラインの性格等

- (1) 本ガイドラインは、任意的な性格とし、達成期限は設定しないものとする。しかしながら、本ガイドラインを策定する意義等に鑑み、可能な限り本ガイドラインに沿った公開に努めるものとする。
- (2) 本ガイドラインの対象とする情報が、基本的に市区町村の事務に属する情報であることから、公開する場合には、広域自治体である都県においては、データ保有元の市区町村と調整・収集し、その了解を得られたものを公開するものとする。

2② (1)東京オリンピック・パラリンピック競技大会支援等に ついて

₩ 計 の H Ⅲ	人 然 の 馬 如 (宏)
検討の成果	今後の取組(案)
大会組織委員会、東京都及び国の取	大会の成功に向けた九都県市として
組内容を確認するとともに、各県市の	の支援体制を検討し、組織の設置案を
取組状況について情報交換したうえ	作成する。
で、九都県市としての支援体制・組織	11//4/
の整備に向けて想定される支援内容等	
を検討した。	

2② (2)事業所等への太陽光発電設備の導入促進について

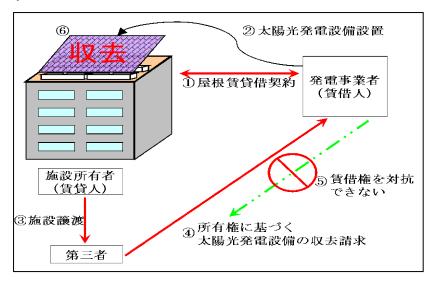
検 討 の 成 果 今後の取組(案) 「屋根貸し」太陽光発電事業を普及 「屋根貸し」における屋根賃借権の させるために課題となっている屋根の 対抗問題への対応策などについて、研 みを対象とした賃借権の登記制度を整 究を継続する。 備することなどについて、首脳会議と して国へ要請を行い、環境問題対策委 員会で研究を行うこととなった。 これを受け、「屋根貸し」における 屋根賃借権の対抗問題への対応策につ いて、意見交換を行うなど、研究を行 った。 その概要は、21ページのとおりであ る。

事業所等への太陽光発電設備の導入促進について(概要) 「屋根貸し」による太陽光発電事業 ~屋根賃借権の対抗について~

1 「屋根貸し」による太陽光発電事業の現状と課題

(現状と課題)

太陽光発電の普及拡大に、初期投資不要の「屋根貸し」による太陽光発電設備の設置が新たなビジネスモデルとして期待されている。しかし、屋根のみを対象とした賃借権の登記制度は存在しないため、施設所有者(賃貸人)が、第三者に当該施設を譲渡してしまうと、賃借人は当該第三者に賃借権を対抗(主張)することができず、法的安定性を欠くビジネスモデルとなっている。



2 これまでの取組

- (1) 第64回九都県市首脳会議合意による国への要請
 - ・平成25年11月26日に経済産業省へ提出。
- (2)環境問題対策委員会による研究
 - ・以下の対応策を提示して情報を共有。

	既存登記制度への追加	登録制度の創設	借地借家法の拡張解釈	
対応策	「屋根」のみを対象と した賃借権の登記制度を 整備する。	屋根賃借権の登録制度を創設する。	屋根を借りた発電事業 者が太陽光発電設備を設 置する行為をもって、借 地借家法31条1項にいう 「借家」としての引渡し があったと拡張解釈す る。	
手法	法改正 (不動産登記法)	新法	拡張解釈	

・今後、各都県市と意見交換・議論を行うとともに、必要に応じて専門家による講義等を 実施し、対応策についての研究結果を取りまとめ、次回首脳会議に報告する予定。